

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（案）に関する 意見募集結果について

1 概要

県では、公共用水域の水質保全のため、工場・事業場の排水に対して、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排水規制に加え、千葉県環境保全条例（以下「条例」という。）による県独自の排水規制を行っている。

条例及び同条例施行規則（以下「規則」という。）では、法の適用対象とならない施設のうち、汚濁負荷の大きい施設（4種類）を特定施設として、これらを設置する工場・事業場について、法と同様に排水基準を定め、排出される水に対し規制を行っており、排水基準は国が定める基準に準じている。

この度、国の中央環境審議会は、六価クロム化合物に係る排水基準を見直すことが適当であるとの答申を出した。

これらの趣旨を踏まえ、国において排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号。以下「省令」という。）が改正された場合には、県においても規則に定める排水基準を同様に改正するため、規則の一部改正について以下のとおり意見募集を行った。

(1) 意見募集期間

令和5年11月16日（木）～令和5年12月15日（金）

(2) 告示方法

千葉県ホームページ及び県等の窓口での閲覧

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファックス

2 意見の提出状況

意見の提出はありませんでした。